

「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」対照表（案）

ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	見直し案	見直しにあたっての考え方
<p>(3) 研究責任者は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の特殊性に十分配慮して研究計画書を作成しなければならない。特に、インフォームド・コンセントの手続及び方法、個人情報の保護の方法、研究により予測される結果及びその開示の考え方、試料等の保存及び使用の方法並びに遺伝カウンセリングの考え方については、明確に記載しなければならない。</p> <p><研究計画書に記載すべき事項に関する細則> 研究計画書に記載すべき事項は、一般的に以下のとおりとするが、研究内容に応じて変更できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提供者を選ぶ方針（合理的に選択していることがわかる具体的な方法、提供者が疾病や薬剤反応性異常を有する場合等にあつては、病名又はそれに相当する状態像の告知方法等。） ・ 研究の意義、目的、方法（対象とする疾患、分析方法等。将来の追加、変更が予想される場合はその旨。単一遺伝子疾患等の場合には研究の必要性、不利益を防止するための措置等の特記事項等。）、期間、予測される結果及び危険、個人情報の保護の方法（匿名化しない場合の取扱いを含む。） ・ 試料等の種類、量 ・ 共同研究機関の名称 ・ 研究責任者等の氏名 ・ インフォームド・コンセントのための手続及び方法 ・ インフォームド・コンセントを受けるための説明文書及び同意文書 ・ 提供者本人からインフォームド・コンセントを受けることが困難な場合、その研究の重要性及び本人から試料等の提供を受けなければ研究が成り立たない理由並びに代諾者等を選定する考え方 ・ 遺伝情報の開示に関する考え方 ・ 研究実施前提供試料等を使用する場合の同意の有無、内容、提供時期、本指針への適合性 ・ 他の研究機関から試料等又は遺伝情報の提供を受ける場合のインフォームド・コンセントの内容 ・ 試料等又は遺伝情報を外部の機関に提供する場合や研究の一部を委託する場合の匿名化の方法等の事項（契約の内容を含む。） ・ 試料等の保存方法及びその必要性（他の研究への利用の可能性と予測される研究内容を含む。） 	<p>(3) 研究責任者は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の特殊性に十分配慮して研究計画書を作成しなければならない。特に、インフォームド・コンセントの手続及び方法、個人情報の保護の方法、研究により予測される結果及びその開示の考え方、試料等の保存及び使用の方法並びに遺伝カウンセリングの考え方については、明確に記載しなければならない。</p> <p><研究計画書に記載すべき事項に関する細則> 研究計画書に記載すべき事項は、一般的に以下のとおりとするが、研究内容に応じて変更できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提供者を選ぶ方針（合理的に選択していることがわかる具体的な方法、提供者が疾病や薬剤反応性異常を有する場合等にあつては、病名又はそれに相当する状態像の告知方法等。） ・ 研究の意義、目的、方法（対象とする疾患、分析方法等。将来の追加、変更が予想される場合はその旨。単一遺伝子疾患等の場合には研究の必要性、不利益を防止するための措置等の特記事項等。）、期間、予測される結果及び危険、個人情報の保護の方法（匿名化しない場合の取扱いを含む。） ・ 試料等の種類、量 ・ 共同研究において個人情報を他機関と共同して用いる場合は、①共同であること、②共同して利用される個人情報の項目、③共同して利用する者の範囲、④利用する者の利用目的及び⑤当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称 ・ 研究責任者等の氏名 ・ インフォームド・コンセントのための手続及び方法 ・ インフォームド・コンセントを受けるための説明文書及び同意文書 ・ 提供者本人からインフォームド・コンセントを受けることが困難な場合、その研究の重要性及び本人から試料等の提供を受けなければ研究が成り立たない理由並びに代諾者等を選定する考え方 ・ 遺伝情報の開示に関する考え方（必要に応じ開示の求めを受け付ける方法を含む） ・ 研究実施前提供試料等を使用する場合の同意の有無、内容、提供時期、本指針への適合性 ・ 他の研究機関から試料等又は遺伝情報の提供を受ける場合のインフォームド・コンセントの内容 	<p>○ 個人情報保護法第 23 条第 4 項第 3 号により第三者提供の第三者に該当しない場合として規定される個人データを共同して使用する場合の要件に即して追加。本指針 7（8）の規定を研究計画書に記載すべき事項として具体的に示した（パブリック・コメントの結果を受けて修文）</p> <p>○ 個人情報保護法第 29 条により開示の求めを受ける方法を定めることができると措置されていることを踏まえて追加。本指針 6（22）の規定を研究計画書に</p>

「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」対照表（案）

ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	見直し案	見直しにあたっての考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒト細胞・遺伝子・組織バンクに試料等を提供する場合には、バンク名、匿名化の方法等 ・ 試料等の廃棄方法及びその際の匿名化の方法 ・ 遺伝カウンセリングの必要性及びその体制 ・ 研究資金の調達方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試料等又は遺伝情報を外部の機関に提供する場合や研究の一部を委託する場合の匿名化の方法等の事項（契約の内容を含む。） ・ 試料等の保存方法及びその必要性（他の研究への利用の可能性と予測される研究内容を含む。） ・ ヒト細胞・遺伝子・組織バンクに試料等を提供する場合には、バンク名、匿名化の方法等 ・ 試料等の廃棄方法及びその際の匿名化の方法 ・ 遺伝カウンセリングの必要性及びその体制 	<p>記載すべき事項として具体的に示した。</p>
<p>(4) 研究責任者は、許可された研究計画書に盛りこまれた事項を、すべての研究担当者に遵守させる等、研究担当者が適正にヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施するよう監督しなければならない。</p>	<p>(4) 研究責任者は、許可された研究計画書に盛りこまれた事項を、すべての研究担当者に遵守させる等、研究担当者が適正にヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施するよう監督しなければならない。</p>	
<p>(5) 研究責任者は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施状況について、研究機関の長に1年に1回以上、定期的に文書で報告しなければならない。</p> <p><報告事項に関する細則> 研究責任者が研究機関の長に行う研究の実施状況の定期報告事項は、一般的に以下のとおりとするが、研究内容に応じて変更できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提供された試料等の数 ・ 外部の機関への試料等又は遺伝情報の提供数、提供理由 ・ ヒトゲノム・遺伝子解析研究が実施された試料等の数 ・ 研究結果、研究の進捗状況 ・ 問題の発生の有無 ・ 試料等の提供が行われる機関にあつては、上記のほか、匿名化を行った試料等の数 	<p>(5) 研究責任者は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施状況について、<u>研究を行う機関の長</u>に1年に1回以上、定期的に文書で報告しなければならない。</p> <p><報告事項に関する細則> 研究責任者が<u>研究を行う機関の長</u>に行う研究の実施状況の定期報告事項は、一般的に以下のとおりとするが、研究内容に応じて変更できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提供された試料等の数、試料等の保管の方法 ・ 外部の機関への試料等又は遺伝情報の提供数、提供理由 ・ ヒトゲノム・遺伝子解析研究が実施された試料等の数 ・ 研究結果、研究の進捗状況 ・ 問題の発生の有無 ・ 試料等の提供が行われる機関にあつては、上記のほか、匿名化を行った試料等の数 	<p>○ <u>パブリック・コメントの結果を受けて追加。</u></p>
<p>—</p>	<p>(6) 研究責任者は、<u>地域住民等一定の特徴を有する集団を対象に、地域及び集団の遺伝的特質を明らかにする可能性がある研究を実施する場合には、研究実施前に地域住民等を対象とする説明会等により、研究の内容及び意義についてわかりやすく説明し、研究に対する理解の進展に努め、研究実施中も研究に関する情報提供を含め地域住民等との継続的な対話に努めなくてはならない。</u></p>	<p>○ <u>地域住民等一定の特徴を有する集団を対象に、地域及び集団の遺伝的特質を明らかにする可能性がある研究を実施する場合の要件を規定。</u></p>

「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」対照表（案）

ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	見直し案	見直しにあたっての考え方
<p>(6) 研究責任者は、原則として、匿名化された試料等又は遺伝情報を用いて、ヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施しなければならない。</p> <p><匿名化を行わない研究に関する細則> 提供者又は代諾者等が同意し、かつ、倫理審査委員会の承認を受け、研究機関の長が許可した研究計画書において匿名化を行わないことが認められている場合には、試料等又は遺伝情報の匿名化を行わないことができる。</p>	<p>(7) 研究責任者は、原則として、匿名化された試料等又は遺伝情報を用いて、ヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施しなければならない。</p> <p><匿名化を行わない研究に関する細則> 提供者又は代諾者等が同意し、かつ、倫理審査委員会の承認を受け、研究を行う機関の長が許可した研究計画書において匿名化を行わないことが認められている場合には、試料等又は遺伝情報の匿名化を行わないことができる。</p>	
<p>(7) 研究責任者は、匿名化されていない試料等又は遺伝情報を原則として外部の機関に提供してはならない。</p> <p><匿名化せずに行う外部の機関への提供に関する細則> 提供者又は代諾者等が匿名化を行わずに外部の機関へ提供することに同意し、かつ、倫理審査委員会の承認を受け、研究機関の長が許可した研究計画書において匿名化を行わないことが認められている場合には、匿名化されていない試料等又は遺伝情報を外部の機関へ提供することができる。</p>	<p>(8) 研究責任者は、匿名化されていない試料等又は遺伝情報並びに個人情報を原則として外部の機関に提供してはならない。ただし以下の場合を除く。</p> <p>ア 法令に基づく場合</p> <p>イ 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合。</p> <p>ウ 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、提供者等に通知し、又は提供者等が容易に知り得る状態に置いているとき。</p> <p>エ 次項の規定により委託を行う場合</p> <p>なお、ウに規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名もしくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ提供者等に通知し、または提供者等が容易に知り得る状態に置かなければならない。</p> <p><匿名化せずに行う外部の機関への提供に関する細則> 提供者又は代諾者等が匿名化を行わずに外部の機関へ提供することに同意し、かつ、倫理審査委員会の承認を受け、研究を行う機関の長が許可した研究計画書において匿名化を行わないことが認められている場合には、匿名化されていない試料等又は遺伝情報並びに個人情報を外部の機関又は試料等の提供が行われる機関における研究部門に提供することができる。</p>	<p>○ <u>個人情報保護法第 23 条第 1 項を踏まえ規定。</u></p> <p>○ <u>個人情報保護法第 23 条第 4 項を踏まえ規定。</u></p> <p>○ <u>個人情報保護法第 23 条第 1 項を踏まえ規定。</u></p>

「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」対照表（案）

ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	見直し案	見直しにあたっての考え方
<p>(8) 研究責任者は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の業務の一部を委託する場合には、受託者に対しては、試料等又は遺伝情報を原則として匿名化しなければならない。</p> <p><匿名化せずに行う委託に関する細則> 提供者又は代諾者等が同意し、かつ、倫理審査委員会の承認を受け、研究機関の長が許可した研究計画書において匿名化を行わないことが認められている場合には、試料等又は遺伝情報の匿名化を行わないことができる。</p>	<p>(9) 研究責任者は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の業務の一部を委託する場合には、受託者に対しては、試料等又は遺伝情報を原則として匿名化しなければならない。</p> <p><匿名化せずに行う委託に関する細則> 提供者又は代諾者等が同意し、かつ、倫理審査委員会の承認を受け、研究を行う機関の長が許可した研究計画書において匿名化を行わないことが認められている場合には、試料等又は遺伝情報の匿名化を行わずに業務の一部を委託することができる。</p>	
<p>—</p>	<p>(10) 研究責任者は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の業務の一部を委託する場合には、研究を行う機関の長の許可を得た上で行うものとし、委託機関側の倫理審査委員会の承認を得て、研究を行う機関の長の許可を得たことを文書により、受託機関側に示さなくてはならない。</p>	<p>○ 研究の業務の一部を委託する際の手続きの在り方を規定。</p>
<p>(9) 研究責任者は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の進捗状況及びその結果を、定期的に及び提供者等の求めに応じて、分かりやすく説明し、又は公表しなければならない。ただし、提供者等の人権の保障や知的財産権の保護に必要な部分については、この限りでない。</p>	<p>(11) 研究責任者は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の進捗状況及びその結果を、定期的に及び提供者等の求めに応じて、分かりやすく説明し、又は公表しなければならない。ただし、提供者等の人権の保障や知的財産権の保護に必要な部分については、この限りでない。</p>	
<p>8 個人情報管理者の責務</p> <p>(1) 個人情報管理者（分担管理者を含む。以下6において同じ。）は、原則として、研究責任者からの依頼に基づき、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施前に試料等又は遺伝情報を匿名化しなければならない。ただし、研究担当者等が補助者として匿名化作業を行う場合にあっては、それが適正に行われるよう、監督しなければならない。</p> <p><試料等の匿名化の例外に関する細則> 提供者又は代諾者等が同意し、かつ、倫理審査委員会の承認を受け、研究機関の長が許可した研究計画書において匿名化を行わないことが認められている場合には、試料等の匿名化を行わないことができる。</p>	<p>(1) 個人情報管理者（分担管理者を含む。以下8において同じ。）は、原則として、研究責任者からの依頼に基づき、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施前に試料等又は遺伝情報を匿名化しなければならない。ただし、研究担当者等が補助者として匿名化作業を行う場合にあっては、それが適正に行われるよう監督しなければならない。</p> <p><試料等の匿名化の例外に関する細則> 提供者又は代諾者等が同意し、かつ、倫理審査委員会の承認を受け、研究を行う機関の長が許可した研究計画書において匿名化を行わないことが認められている場合には、試料等の匿名化を行わないことができる。</p>	

「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」対照表（案）

ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	見直し案	見直しにあたっての考え方
<p>(2) 個人情報管理者は、匿名化の際に取り除かれた個人情報を、原則として外部の機関に提供してはならない。</p> <p><個人情報の外部の機関への提供に関する細則> 提供者又は代諾者等が同意し、かつ、倫理審査委員会の承認を受け、研究機関の長が許可した研究計画書において匿名化を行わないことが認められている場合には、個人情報を外部の機関へ提供することができる。</p>	<p>(2) 個人情報管理者は、匿名化の際に取り除かれた個人情報を、原則として外部の機関及び試料等の提供が行われる機関における研究部門に提供してはならない。</p> <p><個人情報の外部の機関等への提供に関する細則> 提供者又は代諾者等が同意し、かつ、倫理審査委員会の承認を受け、研究を行う機関の長が許可した研究計画書において匿名化を行わないことが認められている場合には、個人情報を外部の機関及び試料等提供が行われる機関における研究部門へ提供することができる。</p>	<p>○ パブリック・コメントの結果を受けて6（28）に規定を追加した事に伴いインフォームド・コンセントの同意書を管理する規定を削除。</p> <p>○ 個人情報管理者の業務の明確化</p>
<p>(3) 個人情報管理者は、匿名化作業の実施のほか、匿名化されていない試料等を使用する研究担当者を適切に監督する等、個人情報が含まれている情報が漏洩しないよう厳重に管理しなければならない</p>	<p>(3) 個人情報管理者は、匿名化作業の実施のほか、匿名化作業に当たって作成した対応表等の管理、廃棄を適切に行い、個人情報が含まれている情報が漏洩しないよう厳重に管理しなければならない。</p>	
<p>9 倫理審査委員会の責務及び構成</p>	<p>(1) 倫理審査委員会は、本指針に基づき、研究計画の実施の適否等について、倫理的観点とともに科学的観点も含めて審査し、研究機関の長に対して文書により意見を述べなければならない。</p> <p>(2) 倫理審査委員会は、研究機関の長に対して、実施中の研究に関して、その研究計画の変更、中止その他必要と認める意見を述べることができる。</p> <p>(3) 倫理審査委員会の委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を辞した後も、同様である。</p>	<p>(1) 倫理審査委員会は、本指針に基づき、研究計画の実施の適否等について、倫理的観点とともに科学的観点も含めて審査し、研究を行う機関の長に対して文書により意見を述べなければならない。</p> <p>(2) 倫理審査委員会は、研究を行う機関の長に対して、実施中の研究に関して、その研究計画の変更、中止その他必要と認める意見を述べることができる。</p> <p>(3) 倫理審査委員会の委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を辞した後も、同様である。</p>

「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」対照表（案）

ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	見直し案	見直しにあたっての考え方
<p>(4) 倫理審査委員会は、独立の立場に立って、学際的かつ多面的な視点から、様々な立場からの委員によって、公正かつ中立的な審査を行えるよう、適切に構成し運営されなければならない。</p> <p><細則1（倫理審査委員会の構成に関する細則）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 倫理・法律を含む人文・社会科学面の有識者、自然科学面の有識者、一般の立場の者から構成されなければならない。 ・ 外部委員を半数以上置くことが望ましいが、その確保が困難な場合には、少なくとも複数名置かなければならない。 ・ 外部委員の半数以上は、人文・社会科学面の有識者又は一般の立場の者でなければならない。 ・ 男女両性で構成されなければならない。 <p><細則2（倫理審査委員会の運営に関する細則）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議又は採決の際には、人文・社会科学面又は一般の立場の委員が1名以上出席していなければならない。 ・ 研究機関の長、審査対象となる研究の研究責任者及び研究担当者は、その審議又は採決に参加してはならない。ただし、倫理審査委員会の求めに応じて、会議に出席し、説明することができる。 <p><細則3（運営規則に関する細則）></p> <p>以下の事項に関する運営規則が定められなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長の選任方法 ・ 会議の成立要件 ・ 議決方法 ・ 審査記録の保存期間 ・ 公開に関する事項 	<p>(4) 倫理審査委員会は、独立の立場に立って、学際的かつ多面的な視点から、様々な立場からの委員によって、公正かつ中立的な審査を行えるよう適切に構成し運営されなければならない。</p> <p><細則1（倫理審査委員会の構成に関する細則）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 倫理・法律を含む人文・社会科学面の有識者、自然科学面の有識者、一般の立場の者から構成されなければならない。 ・ 外部委員を半数以上置くことが望ましいが、その確保が困難な場合には、少なくとも複数名置かなければならない。 ・ 外部委員の半数以上は、人文・社会科学面の有識者又は一般の立場の者でなければならない。 ・ 男女両性で構成されなければならない。 <p><細則2（倫理審査委員会の運営に関する細則）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議又は採決の際には、人文・社会科学面又は一般の立場の委員が1名以上出席していなければならない。 ・ 研究を行う機関の長、審査対象となる研究の研究責任者及び研究担当者は、その審議又は採決に参加してはならない。ただし、倫理審査委員会の求めに応じて、会議に出席し、説明することができる。 <p><細則3（運営規則に関する細則）></p> <p>以下の事項に関する運営規則が定められなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長の選任方法 ・ 会議の成立要件 ・ 議決方法 ・ 審査記録の保存期間 ・ 公開に関する事項 	

「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」対照表（案）

ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	見直し案	見直しにあたっての考え方
<p>(5) 倫理審査委員会は、その決定により、委員長があらかじめ指名した委員又はその下部組織による迅速審査手続を設けることができる。迅速審査の結果については、その審査を行った委員以外のすべての委員又は上部組織である倫理審査委員会に報告されなければならない。</p> <p><迅速審査手続に関する細則></p> <p>1. 迅速審査手続による審査に委ねることができる事項は、一般的に以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究計画の軽微な変更の審査 ・既に倫理審査委員会において承認されている研究計画に準じて類型化されている研究計画の審査 ・共同研究であって、既に主たる研究機関において倫理審査委員会の承認を受けた研究計画を他の分担研究機関が実施しようとする場合の研究計画の審査 <p>2. 迅速審査の結果の報告を受けた委員は、委員長に対し、理由を付した上で、当該事項について、改めて倫理審査委員会における審査を求めることができる。この場合において、委員長は、相当の理由があると認めるときは、倫理審査委員会を速やかに開催し、当該事項について審査することとしなければならない。</p>	<p>(5) 倫理審査委員会は、その決定により、委員長があらかじめ指名した委員又はその下部組織による迅速審査手続を設けることができる。迅速審査の結果については、その審査を行った委員以外のすべての委員又は上部組織である倫理審査委員会に報告されなければならない。</p> <p><迅速審査手続に関する細則></p> <p>1. 迅速審査手続による審査に委ねることができる事項は、一般的に以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究計画の軽微な変更の審査 ・既に倫理審査委員会において承認されている研究計画に準じて類型化されている研究計画の審査 ・共同研究であって、既に主たる研究を行う機関において倫理審査委員会の承認を受けた研究計画を他の分担研究機関が実施しようとする場合の研究計画の審査 <p>2. 迅速審査の結果の報告を受けた委員は、委員長に対し、理由を付した上で、当該事項について、改めて倫理審査委員会における審査を求めることができる。この場合において、委員長は、相当の理由があると認めるときは、倫理審査委員会を速やかに開催し、当該事項について審査することとしなければならない。</p>	
<p>(6) 倫理審査委員会については、その組織に関する事項や運営に関する規則が公開されるとともに、議事の内容についても原則として公開されなければならない。</p> <p><細則1（組織に関する事項の公開に関する細則）></p> <p>組織に関する公開すべき事項は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倫理審査委員会（下部組織を含む。）の構成 ・委員の氏名、所属及びその立場 <p><細則2（議事内容の公開に関する細則）></p> <p>1. 議事の内容は、それが具体的に明らかとなるように公開されなければならない。</p> <p>2. 提供者等の人権、研究の獨創性、知的財産権の保護に支障が生じる恐れのある部分は、倫理審査委員会の決定により非公開とすることができる。この場合、倫理審査委員会は、非公開とする理由を公開しなければならない。</p>	<p>(6) 倫理審査委員会については、その組織に関する事項や運営に関する規則が公開されるとともに、議事の内容についても原則として公開されなければならない。</p> <p><細則1（組織に関する事項の公開に関する細則）></p> <p>組織に関する公開すべき事項は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倫理審査委員会（下部組織を含む。）の構成 ・委員の氏名、所属及びその立場 <p><細則2（議事内容の公開に関する細則）></p> <p>1. 議事の内容は、それが具体的に明らかとなるよう公開されなければならない。</p> <p>2. 提供者等の人権、研究の獨創性、知的財産権の保護、<u>競争上の地位の保全</u>に支障が生じる恐れのある部分は、倫理審査委員会の決定により非公開とすることができる。この場合、倫理審査委員会は、非公開とする理由を公開しなければならない。</p>	<p>○ 倫理審査委員会の議事内容の非公開要件に「競争上の地位の保全」を追加。</p>